

公布された条例のあらまし

◆高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（高知県条例第37号）

- 1 条例改正の目的
スマートフォン等の急速な普及による青少年のインターネット利用環境の変化を考慮し、保護者の責務として、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用し、及び適切にインターネットによる情報発信を行う能力を青少年に習得させること並びに青少年の状況に応じてインターネットの利用について必要な措置をとることを加える等必要な改正をすることとした。

- 2 施行期日
この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◆高知県都市公園条例の一部を改正する条例（高知県条例第38号）

- 1 条例改正の目的
新たに春野総合運動公園に設置する屋内飛込み練習場の利用に係る料金を定める等必要な改正をすることとした。

- 2 施行期日
この条例は、一部の改正規定を除き、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第39号）

- 1 条例改正の目的
通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）の施行による通訳案内士法（昭和24年法律第210号）及び旅行業法（昭和27年法律第239号）の一部改正により通訳案内士の名称が全国通訳案内士に変更されることに伴い手数料の名称を改めるとともに、旅行サービス手配業の登録制度が創設されることに伴い当該登録の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとし、併せて不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）の一部改正により小規模不動産特定共同事業の登録制度が創設されることに伴い当該登録の申請に対する審査等に係る手数料を新たに徴収することとした。

- 2 施行期日
この条例は、附則第2項の規定については平成29年11月1日から、第55条の改正規定については同年12月1日から、第23条の表及び第24条の表の改正規定については平成30年1月4日から施行することとした。

◆高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例（高知県条例第40号）

- 1 条例改正の目的
高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築による新たな図書館が整備されることに伴い、高知県立図書館の管理運営に関する事項を定める等必要な改正をすることとした。

- 2 主要な内容
 - (1) 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、県民の利用に供することにより、県民の暮らしや仕事に役立ち、地域を支える情報拠点として、県民の教育及び文化の発展並びに地域の振興に寄与するため、高知県立図書館（以下「県立図書館」という。）を高知市に設置すること。（第1条）
 - (2) 県立図書館の休館日は、次に掲げるとおりとすること。ただし、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は臨時に開館することができること。（第2条）
ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例	2
◎高知県立都市公園条例の一部を改正する条例	3
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	4
◎高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例	4

定する休日（(3)において「休日」という。）に当たるときを除く。）

イ 12月29日から翌年の1月4日までの日

ウ 館内整理日（毎月第3金曜日（8月及びその日が休日に当たる月を除く。））

エ 資料特別整理期間（8月中に4日以内で教育委員会が定める日）

(3) 県立図書館の開館時間は、午前9時から午後8時までとすること。ただし、日曜日、土曜日及び休日の開館時間は、午前9時から午後6時までとし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができること。（第3条）

(4) 県立図書館を利用する者は、故意又は過失により県立図書館の資料等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならないこと。（第4条）

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、県立図書館の管理に関する次に掲げる事務を高知市に委託すること。（第5条）

ア 施設及び設備の管理に関する事務

イ 研修室、集会室、ホール及び駐車場の使用の許可及び使用料の徴収（減免及び選付を含む。）に関する事務

ウ 行政財産の目的外使用に関する事務

エ 専門性を要しない図書館業務に関する事務

3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

条 例

高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第37号

高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

高知県青少年保護育成条例（昭和52年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

目次中「インターネット利用環境の整備」を「インターネット利用環境の整備等」に改める。

第2条、第3条及び第6条中「すべて」を「全て」に改める。

第7条第5号中「はり札」を「張り札」に、「はり紙」を「張り紙」に改め、同条第6号中「がん具刃物類」を「玩具刃物類」に、「がん具、」を「玩具、」に改める。

第8条第4項及び第9条第2項中「がん具刃物類」を「玩具刃物類」に改める。

第14条の見出し中「有害がん具刃物類」を「有害玩具刃物類」に改め、同条第1項中「がん具刃物類」を「玩具刃物類」に、「当該がん具刃物類」を「当該玩具刃物類」に、「有害ながん具刃物類」を「有害な玩具刃物類」に改め、同条第2項中「がん具刃物類」を「玩具刃物類」に改め、同項第1号中「がん具」を「玩具」に改め、同条第3項中「がん具刃物類の」を「玩具刃物類の」に、「がん具刃物類及び」を「玩具刃物類及び」に、「がん具刃物類（」を「玩具刃物類（」に、「有害がん具刃物類」を「有害玩具刃物類」に改め、同条第4項中「有害がん具刃物類」を「有害玩具刃物類」に改める。

第16条第1項中「がん具刃物類の」を「玩具刃物類の」に、「有害がん具刃物類」を「有害玩具刃物類」に改め、同条第2項中「がん具刃物類の」を「玩具刃物類の」に、「がん具刃物類が」を「玩具刃物類が」に、「有害がん具刃物類」を「有害玩具刃物類」に改める。

第16条の2中「がん具刃物類」を「玩具刃物類」に、「履行できる」を「履行することができる」に改める。

第16条の3第1項中「がん具刃物類」を「玩具刃物類」に改める。

第16条の5中「有害がん具刃物類」を「有害玩具刃物類」に改める。

第18条（見出しを含む。）中「みだらな」を「淫らな」に改める。

第20条第1項中「そそのかし」を「唆し」に改める。

第21条第1項中「閉そく用」を「閉塞用」に、「充てん料」を「充填料」に、「そそのかし」を「唆し」に改める。

第23条第1項第1号中「みだらな」を「淫らな」に改め、同項第2号中「と博」を「賭博」に改め、同項第4号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第4章の2の章名を次のように改める。

第4章の2 インターネット利用環境の整備等

第23条の3の見出し中「整備」を「整備等」に改め、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「フィルタリング（インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。）の機能を有するソフトウェア」を「フィルタリングソフトウェア」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 保護者は、その監護する青少年がインターネットにおいて流通する情報を適切に取捨

選択して利用し、及び適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下この条において「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得するよう努めるとともに、当該青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。

- (1) インターネットを利用することができる時間及び場所を制限し、保護者がインターネットの利用状況を把握すること。
 - (2) 保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用することができるようにすること。
 - (3) フィルタリング（インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下この条において同じ。）の機能を有するソフトウェア（第4項において「フィルタリングソフトウェア」という。）の活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないようにすること。
- 3 学校及び青少年の育成に携わる関係者は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるように努めなければならない。

第28条第1項第4号中「がん具刃物類」を「玩具刃物類」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



高知県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第38号

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第47条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

別表第1 春野総合運動公園の項中「水泳場」を「水泳場 屋内飛び込み練習場」に改める。

別表第5中4の(15)を4の(16)とし、4の(14)を4の(15)とし、4の(13)を4の(14)とし、4の(12)を4の(13)とし、4の(11)を4の(12)とし、4の(10)を4の(11)とし、4の(9)の次に次のように加える。

(10) 屋内飛び込み練習場

区分	利用料（1人1日につき）
児童・生徒	140円
その他の者	280円

別表第5備考11中「(10)、(11)のア並びに(13)のア」を「(11)、(12)のア並びに(14)のア」に、「(13)まで及び(15)」を「(14)まで及び(16)」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第47条の改正規定は、公布の日から施行する。

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第39号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第23条の表1の項中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に、「通訳案内士登録手数料」を「全国通訳案内士登録手数料」に改め、同表2の項中「通訳案内士登録証訂正手数料」を「全国通訳案内士登録証訂正手数料」に改め、同表3の項中「通訳案内士登録証再交付手数料」を「全国通訳案内士登録証再交付手数料」に改める。

第24条の表に次のように加える。

5	法第23条の規定に基づく旅行サービス手配業の新規登録の申請に対する審査	旅行サービス手配業 新規登録申請手数料	15,000円
---	-------------------------------------	------------------------	---------

第55条を次のように改める。

（不動産特定共同事業法に係る事務の手数料）

第55条 県は、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号。以下この条において「法」という。）に係る次の表の左欄に掲げる事務につき、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料として、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を徴収する。

事務の内容	手数料の名称	金額
1 法第3条第1項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可の申請に対する審査	不動産特定共同事業許可申請手数料	8万円
2 法第41条第1項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業登録申請手数料	6万円
3 法第41条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業登録更新申請手数料	6万円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 平成29年11月1日
- (2) 第55条の改正規定 平成29年12月1日
- (3) 第23条の表及び第24条の表の改正規定 平成30年1月4日（経過措置）

2 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）附則第4条の規定に基づき同法第2条の規定による改正後の旅行業法（昭和27年法律第239号）第23条の登録を受けようとする者が申請を行う場合は、この条例による改正後の高知県手数料徴収条例第24条の規定の例により手数料を徴収する。

高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第40号

高知県立図書館設置条例の一部を改正する条例

高知県立図書館設置条例（昭和25年高知県条例第68号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

高知県立図書館の設置及び管理に関する条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、県民の利用に供することにより、県民の暮らしや仕事に役立ち、地域を支える情報拠点として、県民の教育及び文化の発展並びに地域の振興に寄与するため、高知県立図書館（以下「県立図書館」という。）を高知市に設置する。

第2条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「の施行について」を「に定めるもののほか、県立図書館の管理に関し」に改め、同条を第6条とし、第1条の次に次の4条を加える。

（休館日等）

第2条 県立図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（次条第1項において「休日」という。）に当たるときを除く。）
- (2) 12月29日から翌年の1月4日までの日
- (3) 館内整理日（毎月第3金曜日（8月及びその日が休日に当たる月を除く。））
- (4) 資料特別整理期間（8月中に4日以内で教育委員会が定める日）

（開館時間）

第3条 県立図書館の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び休日の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、同項に規定する開館時間を変更することができる。

（損害賠償）

第4条 県立図書館を利用する者は、故意又は過失により県立図書館の資料等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

（事務の委託）

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、県立図書館の管理に関する次に掲げる事務を高知市に委託する。

- （1） 施設及び設備の管理に関する事務
- （2） 研修室、集会室、ホール及び駐車場の使用の許可及び使用料の徴収（減免及び還付を含む。）に関する事務
- （3） 行政財産の目的外使用に関する事務
- （4） 専門性を要しない図書館業務に関する事務

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の高知県立図書館の設置及び管理に関する条例第5条の規定による事務の委託は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。